# しんまちだよりネットワーク版

## 介護保険の訪問介護(ホームヘルパー)

## ☆訪問介護サービスには「できないこと」の決まりがあります

#### 直接本人の援助に該当しない行為の例

本人への援助ではなく、家族のために行う行為や家族が行うことが遭当と考えられる行為。

- ※ 利用者以外の食事作り、洗濯、買い物など
- × 利用者が使用する以外の居室の掃除
- × 来客の応接(お茶、食事の手配など)
- × 自家用車の洗車・清掃



## 日常生活の援助に該当しない行為の例

- × 草むしり
- × 花木の水やり
- × 犬の散歩、ペットの世話





### 日常の家事の範囲を超える行為の例

- × 家具や電気製品などの移動・修繕、模様替え
- × 大掃除、窓拭き、床のワックスかけ
- × 家の修理、ペンキ塗り
- × 植木の剪定などの園芸
- × おせち料理など、季節の特別な調理



資料:府中市発行「おとしよりの福祉」より

介護保険制度は、介護サービスを利用することで、出来る限り「自立した生活」を送れるようにすることを目的としています。サービスの利用前に担当のケアマネジャーが利用者の心身の状態や生活環境などを把握・課題分析し、その方に必要なサービスを考え、ケアプランを作ります。サービスの必要性を確認し利用開始となります。ケアプランに記載されていない支援はできません。

## ☆訪問介護を利用したいと思ったら

訪問介護サービスの利用は、高齢者の個別の状況により支援の内容が大きく変わります。介護保険では対応できないサービスは有償家事支援サービスや、地域の助け合いのサービスなどのご案内もできます。ですが安易なサービス利用はご自身の生活機能の低下を招くことにもつながります。まずは地域包括支援センターへご相談ください。

### ☆ヘルパーさんの現状

東京都の訪問介護職員は高齢化し、平均年齢は 60 歳を超えており、慢性的な人手不足が続いています。ヘルパー事業所は要介護認定の方の身体介護を優先し、要支援認定の方の生活援助サービスは提供していないところが増えています。介護保険外サービスを提供する様々な団体が立ち上がっており、保険外のサービスを利

用者や家族が適切に選択するための環境 づくりが進んでいます。

地域包括支援センターしんまち

Tel042-340-5060 FAX042-340-5622 ネットワーク担当 野中